

# 再雇用特別措置制度

## ◆再雇用特別措置制度とは

令和4年4月1日付で新設した本制度は、当組合またはJAグループ「転居人材活用制度」に窓口登録している組織に在籍時および退職後に培ってきた知識や経験・技能を活かしていただくことを目的として、結婚、出産・育児・介護等を理由として退職された方を対象に、当組合で再度ご活躍いただく制度です。

## ◆制度概要

対 象	結婚、出産・育児、介護、配偶者転勤等を理由として自己都合退職した職員
登録条件	原則、在籍時の勤続年数が1年以上で、退職から10年以内の方（登録制）
再雇用後の労働条件	正職員採用 採用時期：四半期に1回（4月1日、7月1日、10月1日、1月1日） 契約期間：期間に定めのない契約（60歳年度末定年、再雇用有り） 採用方法：本人の希望、勤務状況などを踏まえ、採用試験を経て職員として採用 処 遇：退職時職能を基に、退職から採用までの期間を考慮し職能を格付け
	臨時職員等採用 雇用形態：有期労働契約職員（離職時の雇用区分を基準とする） 採用時期：各月1日付（採用申込の都度実施） 契約期間：1年または6か月（契約更新あり） 付与業務：退職時の職能・業務内容、本人の状況などを踏まえ個別に決定 勤務場所：当組合事業所とし、本人の希望、各部署の配置状況により決定 労働条件：原則、臨時職員等就業規則を適用（季節雇用は労働契約書による） 賃 金 等：退職時の賃金、採用時の雇用区分を基に決定

## ◆再雇用までの流れ

1. 上記「対象」「登録条件」に該当し、再雇用特別措置制度への登録を希望される方は、退職時または退職後に当組合に「再雇用特別措置制度登録申請書」を提出することにより、再雇用特別措置制度対象者として登録されます。
2. 求人が発生し当組合から対象者へ連絡すること、または再就労が可能となった対象者から当組合へ申し出ることを起点として、対象者と当組合の双方で希望が合致した場合に選考を実施します。
3. 選考の結果、合格された方については、雇用区分に応じて再雇用を開始します。

## ※再雇用特別措置制度に関するお問い合わせ先

こまち農業協同組合 総務部 人事課 採用担当

電話／0183-78-2219

メールアドレス／jinji@komachi.or.jp

皆様からの積極的なご登録をお待ちしております

## 再雇用特別措置制度 登録申請書

以下の様式へ必要事項をご記入の上、人事課 採用担当 へご提出ください。

(E-mailでの提出も可能)

申 請 内 容	新規登録 登録内容変更 登録取消し ※いずれかに○をつける
氏 名 ( 漢 字 )	
氏 名 ( フ リ ガ ナ )	
旧 姓	
生 年 月 日	西暦 年 月 日
入 組 年 月 日	西暦 年 月 日
退職 ( 予 定 ) 年 月 日	西暦 年 月 日
退 職 時 所 属 名 ( 例 ) ○○部△△課	
退 職 理 由	結婚 出産 育児 介護 自己啓発 病気療養 その他 ( ) ※いずれかに○をつける
郵 便 番 号	
ご 住 所	
電 話 番 号	
E-mailアドレス	
そ の 他 ( 勤 務 等 に 関 す る ご 希 望 等 )	

※当組合の個人情報保護方針に基づき申請書に記載された個人情報は、この制度を運用するための目的でのみ利用させていただきます。